

# 官報

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目次

### 〔その他告示〕

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の口上書の交換に関する件  
(外務六八)

○グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靱性向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (同六九)

○フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件 (同七〇)

○保安林の指定をする件

(農林水産二〇九〇二二四)

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十条の規定に基づき登録実施事務の全部を廃止する件

(農林水産・経済産業・国土交通一)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件  
(国土交通二九八)

○砂防法第二条の土地を指定する件  
(同二九九〇三〇一)

○直轄砂防工事を施行する件  
(同三〇二〇三〇四)

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁八)

○都市計画に関する件  
(関東地方整備局四二、四三)

○都市計画に関する件  
(北陸地方整備局四)

○道路に関する件  
(中部地方整備局一四)

○道路に関する件(四国地方整備局五)

○道路に関する件  
(沖縄総合事務局一、二)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示(国土交通省)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件  
(広島県公安委告示配一)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件  
(福岡県公安委告示配一、二)

### 〔公告〕

### 諸事項

### 官庁

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係  
会社その他

### その他告示

#### ○外務省告示第六十八号

令和八年一月十五日にマナグアで、円借款の供与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の平成二十九年十月三日付けの交換公文に従ってニカラグア共和国政府に供与されることになったリオ・ブランコ・シウナ間橋梁・国道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がニカラグア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年三月二十九日まで延長される旨の口上書の交換が、ニカラグア共和国政府との間に行われた。  
令和八年二月二十四日  
外務大臣 茂木 敏充

#### ○外務省告示第六十九号

令和七年十二月五日にグアテマラで、グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靱性向上計画のための贈与に関する概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 四億七千二百万円

3 署名者

日 本 側 桑名良輔在グアテマラ大使

世界食糧計画側 アンドリユー・スタンホープ  
在グアテマラ事務所代表

令和八年二月二十四日

外務大臣 茂木 敏充

#### ○外務省告示第七十号

令和八年一月二十二日にマニラで、フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 五億千六百万円  
 3 贈与の供与期限 令和九年一月三十一日  
 4 署名者  
 日本 側 遠藤和也在フイリピン大使  
 トリスタン・バーネット在  
 フイリピン事務所長  
 令和八年二月二十四日  
 外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字  
 白岩字西五七五の一・六二二の一・六二三・六  
 三〇・六三二・六四二の一・六四三・六四四・  
 六四六の一（以上九筆について次の図に示す部  
 分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字  
 芦北字北田二三八三の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
 る。  
 字北田二三八三の一（次の図に示す部分  
 に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
 採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百一十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字  
 田浦字樋ノ口迫二八九三・二九一三・二九一  
 六・二九二〇（以上四筆について次の図に示す  
 部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
 る。  
 字樋ノ口迫二九一三（次の図に示す部分  
 に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
 採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字  
 小田浦字志水二六九二、二七〇九、二七三〇、  
 二七三一  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
 る。  
 字志水二七三〇・二七三一（以上二筆に  
 ついて次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
 採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字  
 乙千屋字飽草三八七の二、三九三  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の関係書類を熊  
 本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供す  
 る。)

○農林水産省告示第百十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字  
 四浦西字下椎葉四二〇八

二 指定の目的 水源の涵養  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
 る。  
 字下椎葉四二〇八（次の図に示す部分に  
 限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐  
 採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 広島県三次市三和町上沓  
 字光登喜五七八五、字鈴鹿一〇〇八六の一、一  
 〇〇九七

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の関係書類を広  
 島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供す  
 る。)

○農林水産省告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県庄原市比和町森林字王居峠西平五二六一の三、五二六一の六、五二六一の七、五二六三の一、五二六三の二、五二六四の一、五二六四の二
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
      - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県庄原市比和町森林字矢之谷五五四九
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県福山市加茂町字粟根字深山口五二三の二、五三四、五四一、七一一七、七一九九、七四一、七四二、七五六一、七五八、七六三の一、字井手ノ上七一一四の一、七二七六、七二七八、七二八二、字西光寺七一一五の一、字坊寺七二二六、字木阪七一九の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 広島県府中市木野山町字戸羽山坂ノ曾根一〇三二三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字須ノ場三一五三の七〇・三一五三の一三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一五三の七一、三一五三の七二、字立石三一五六の八九から三一五六の九二まで、三一五六の一五八、三一五六の一七八、三一五六の二一六、三一五六の二一八、三一五六の二二二、三一五六の二三四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
      - (三) 次の図及び関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 北海道爾志郡乙部町字緑町一〇三三三（以上一筆地先一筆）
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 兵庫県朝来市羽瀨字柴若四〇、四九、五一、五二の一、字谷ノ上五三、五三の一、五四の二、五四の三、五七から五九まで、字西七九一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字柴若四九・五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二の一、字谷ノ上五三・五三の一・五四の二・五四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西七九一
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
      - (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百二十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 兵庫県朝来市和田山町法興寺字法谷一〇（次の図に示す部分に限る）、八の一から八の四まで、九の一、一一、一二、一五  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 1 字法谷八の一・八の三・八の四・一一・一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る）、一五  
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。  
 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。  
 ○農林水産省告示第二百二十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 東京都青梅市柚木町二丁目九〇七（次の図に示す部分に限る）、三四〇の一、三四三  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 保安林の所在場所 東京都青梅市柚木町二丁目九〇七（次の図に示す部分に限る）、三四〇の一、三四三  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。  
 ○農林水産省告示第一号  
 国土交通省  
 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三十条の規定に基づき、登録実施機関から登録実施事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第三十六条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。  
 令和八年二月二十四日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
 一 登録実施機関の名称及び登録実施機関番号 一般財団法人建材試験センター（登録実施機関第005号）  
 二 廃止する登録実施事務の対象 登録実施事務の全て  
 三 廃止する年月日 令和八年三月三十一日  
 ○国土交通省告示第二百九十八号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。  
 令和八年二月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之  
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 志遊美谷  
 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）  
 高知県土佐郡大川村小麦畝 字弓ノ山 一〇二番 一号  
 一五五番 一号  
 一五六番 一号  
 一五六番 二 九号  
 一五七番 十号から十四号まで  
 高知県土佐郡大川村大平 字テバシ 三四八番六 十五号から十九号まで

国土交通大臣 金子 恭之  
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 志遊美谷  
 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）  
 高知県土佐郡大川村小麦畝 字弓ノ山 一〇二番 一号  
 一五五番 一号  
 一五六番 一号  
 一五六番 二 九号  
 一五七番 十号から十四号まで  
 高知県土佐郡大川村大平 字テバシ 三四八番六 十五号から十九号まで

○国土交通省告示第二百九十九号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年二月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之  
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 大谷谷  
 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示三千二十八号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）  
 高知県土佐郡土佐町土居 字須麻山 一二四六番五 一号及び六号  
 一二四六番 二 二号及び三号  
 一二四六番 二 四号及び五号

○国土交通省告示第三百号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年二月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之  
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 東大谷  
 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号三一に掲げる土地の区域を除く。）  
 愛媛県東温市南方 字城谷 二九九五番五七 一号  
 二九九五番 六二 二号  
 二九九五番 六七 三号  
 二九九四番 六〇 四号  
 二九九四番 八九 五号  
 字三所ヶ成 二九九四番 八九 五号  
 ○国土交通省告示第三百一号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年二月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之  
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 表川  
 二 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）  
 愛媛県東温市河之内 字下ノ原 甲三〇三〇番 一号及び三号  
 地先道路敷 甲三〇三〇番 二 二号  
 甲三〇三〇番 一 二号  
 口 次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）  
 愛媛県東温市河之内 字下ノ原 甲三〇三六番 四号  
 字下ノ原 甲三〇三九番 一 五号  
 字落シ 甲三一〇番 一 六号  
 ○国土交通省告示第三百二号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。  
 令和八年二月二十四日

国土交通大臣 金子 恭之

一 東大谷  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
愛媛県東温市南方  
字城谷  
二九五番五七 一号  
二九五番六二 二号  
二九五番六七 三号  
二九九四番六〇 四号  
二九九四番八九 五号

○国土交通省告示第三百四号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。  
令和八年二月二十四日  
国土交通大臣 金子 恭之

○海上保安庁告示第八号  
海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和八年二月二十四日  
海上保安庁長官 瀬口 良夫

第一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示  
次に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のこのように改める。  
後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のこのように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	巡視艇 番号 船 名	別表 (略)	巡視艇 番号 船 名
CL 48 (略)	しおかぜ	CL 48 (略)	しおかぜ
CL 109 (略)	はまかぜ	CL 109 (略)	のげかぜ

一 表川  
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）  
愛媛県東温市河之内  
字下ノ原 甲三〇三〇番一 一号及び三号  
地先道路敷 甲三〇三〇番一 二号  
口 次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）  
愛媛県東温市河之内  
字下原 甲三〇三六番 四号  
字下ノ原 甲三〇三九番一 五号  
字落シ 甲三二六〇番一 六号

第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のこのように改める。

改正後		改正前	
別表 (略)	灯台見回り船 番号 船 名	別表 (略)	灯台見回り船 番号 船 名
LM 208 (略)	こううん	LM 207 (略)	あやばね
LM 208 (略)	こううん	LM 208 (略)	こううん
別表 (略)	巡視船 番号 船 名	別表 (略)	巡視船 番号 船 名
PL 206 (略)	だいたう	PL 206 (略)	だいたう
PL 206 (略)	だいたう	PM 14 (略)	たかとり

附則

この告示は、令和八年二月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年三月二十四日
- 二 第三条の規定 令和八年三月二十六日

○関東地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十四日 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都計画下水道事業東京都公共下水道
- 三 事業施行期間 自昭和二十八年十月十二日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし

使用の部分 昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第九百九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四



### 国会事項

#### 開会式

第二百二十一回国会の開会式は、二月二十日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二百二十一回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

去る二月八日衆議院議員の総選挙が行われ、二月十八日をもって特別国会が召集されました。我々は、新たな決意の下に、内政、外交の各般にわたり、速やかに必要な施策を講ずることにより、国民生活の安定向上に万全を期するとともに、国際社会の一員として、諸外国との相互理解と協力を更に深め、世界の繁栄と恒久平和の実現に一層貢献していかねばなりません。

ここに、国会は先の総選挙による新議員を迎え、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次の おことばを賜った。  
本日、第二百二十一回国会の開会式に臨み、衆議院議員総選挙による新議員を迎え、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、永年にわたり、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

#### 衆議院

#### 質問書提出

二月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行き過ぎた緊縮志向に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

財源に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

#### 政府特別補佐人承認

二月十九日森議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百二十一回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

#### 人事院総裁

内閣法制局長官

公正取引委員会委員長

原子力規制委員会委員長

公害等調整委員会委員長

#### 議事日程

二月二十日の議事日程は次のとおり。

#### 議事日程 第二号

令和八年二月二十日（金曜日）

#### 正午開議

第一 常任委員の選任

第二 常任委員長の選挙

第三 憲法審査会委員の選任

第四 情報監視審査会委員の選任

第五 政治倫理審査会委員の選任

#### 一 国務大臣の演説

衆議院参事に任命する

副議長秘書を命ずる（二月十九日）

#### 参議院

議事日程 第二号

令和八年二月二十日（金曜日）

午後三時五十分開議

第一 国務大臣の演説に関する件

#### 政府特別補佐人承認

二月十九日関口議長は、高市内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第二百二十一回国会政府特別補佐人として承認した。

#### 人事院総裁

内閣法制局長官

公正取引委員会委員長

原子力規制委員会委員長

公害等調整委員会委員長

#### 内閣

デジタル大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

復興副大臣に任命する

復興副大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

### 人事異動

#### 内閣

デジタル大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

復興副大臣に任命する

復興副大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

今枝宗一郎

田所 嘉徳

瀬戸 隆一

岩田 和親

鈴木 隼人

津島 淳

堀内 詔子

高橋 克法

三谷 英弘

国光あやの

堀井 巖

中谷 真一

舞立 昇治

小林 茂樹

中村 裕之

長坂 康正

仁木 博文

根本 幸典

山下 雄平

井野 俊郎

山田 賢司

佐々木 紀

酒井 庸行

青山 繁晴

環境副大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

デジタル大臣政務官に任命する

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する

内閣府大臣政務官に任命する

辻 清人

宮崎 政久

川崎ひでと

金子 容三

若山 慎司

古川 直季

中野 英幸

向山 淳

梶原 大介

福山 守

英利アルフィヤ

大西 洋平

島田 智明

三反園 訓

高橋はるみ

福田かおる

清水 真人

栗原 渉

神谷 政幸

広瀬 建

山本 啓介

越智 俊之

小森 卓郎

加藤 竜祥

永井 学

国土交通大臣政務官に任命する  
 内閣府大臣政務官に兼ねて任命する  
 復興大臣政務官に兼ねて任命する  
 上田 英俊

環境大臣政務官に任命する  
 (森 千里)  
 友納 理緒  
 (土肥 理緒)

環境大臣政務官に任命する  
 内閣府大臣政務官に兼ねて任命する  
 若林 洋平  
 吉田 真次

防衛大臣政務官に任命する  
 防衛大臣政務官に任命する  
 吉田 真次

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する  
 (以上二月十九日)

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する(各通)  
 堀田 芳輝  
 松木 義明

従五位に叙する(各通)  
 青木 満守  
 橋本 亮  
 白石 護  
 山越 政榮

正六位に叙する(各通)  
 大江 律子  
 奥山 元久  
 木下 忠一  
 鈴木 薫  
 中鉢 敏征  
 平野 順二  
 西村 隆一  
 湯本 正夫

従六位に叙する(各通)  
 久保 岩男

正七位に叙する  
 菅野 昌善  
 永田 秀一

従七位に叙する(各通)(以上一月十五日)  
 鶴田 六郎

正三位に叙する  
 (東京大学名誉教授)  
 坂本 雄三

従四位に叙する  
 本松 睦夫

正五位に叙する  
 伴野多計弘

従五位に叙する  
 秋好 和則  
 斎藤紀一郎  
 長谷川 満  
 松岡 静泉  
 永岡 千昌

芦田雄二郎  
 工藤 潔  
 的場 文夫  
 森下 千里  
 友納 理緒  
 (森 千里)  
 友納 理緒  
 (土肥 理緒)

正七位に叙する(各通)  
 川崎 洋男  
 木村 幸且  
 須藤 公充

正五位に叙する  
 稲葉 颯  
 成沢 克利  
 松田 博康

従五位に叙する(各通)  
 岡田 義昭  
 佐伯 育聰  
 古田 幹男  
 松島 久幸

正六位に叙する(各通)  
 (桐生市議会議員)  
 (大分県警部補)  
 海野 昂  
 大野 豊  
 三城 紀彦  
 竹内 由昭  
 藤崎 孝雄  
 三宅 健

正七位に叙する(各通)  
 甲斐 武敏  
 藤田 健  
 遠藤 三郎

従七位に叙する(各通)(以上一月十七日)  
 (島根大学名誉教授)  
 牧田 幸人

正四位に叙する  
 (琉球大学名誉教授)  
 本郷富士彌

従四位に叙する  
 飯塚 弘  
 岩崎 正雄  
 佐々野信治  
 竹内 功  
 田村 昌平  
 西坂 重和  
 福士 富也

正六位に叙する(各通)  
 泉 邦芳  
 大川 善雄  
 北園 安夫  
 小林惣三郎  
 中尾 和男  
 西川 祐一  
 服部 尚文

従六位に叙する(各通)  
 五味澤作衛  
 齋藤 尚男  
 津本 英機  
 柳井佐代子

正七位に叙する(各通)  
 志村 高治

従七位に叙する(以上一月十八日)  
 金泥 正博

正七位に叙する(二月二十日)  
 渋谷 由勝

正七位に叙する(以上一月二十一日)  
 阿尻 章一  
 金田 彰

正七位に叙する(各通)(二月二十三日)  
 村岡登美男

正七位に叙する(二月二十四日)  
 北野 次哉

○叙勲  
 従六位に叙する(二月二十五日)  
 福垣 令由

旭日单光章を授ける(二月十五日)  
 芦田雄二郎

旭日双光章を授ける(二月十七日)  
 西川 祐一

旭日单光章を授ける(以上一月十八日)  
 大江 律子  
 奥山 元久  
 鈴木 薫  
 中鉢 敏征  
 平野 順二  
 松木 義明

瑞宝双光章を授ける(各通)(以上一月十五日)  
 前田 幸雄

瑞宝单光章を授ける(各通)  
 川崎 洋男  
 伴野多計弘  
 須藤 公充  
 山本 義昭

瑞宝双光章を授ける(各通)  
 須藤 公充  
 山本 義昭

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上一月十六日)  
 大久保 浩

瑞宝小綬章を授ける(各通)  
 遠藤 三郎  
 岡田 義昭  
 奥村 宇

瑞宝双光章を授ける(各通)  
 松田 博康  
 竹内 由昭  
 成沢 克利

(大分県警部補)  
 石井 達哉  
 後藤 泰介

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上一月十七日)  
 田村 昌平

(琉球大学名誉教授)  
 坂本 勝  
 佐々野信治  
 服部 尚文

瑞宝双光章を授ける(各通)  
 柳井佐代子

瑞宝单光章を授ける(各通)(以上一月十八日)  
 渡辺 正幸

瑞宝单光章を授ける(二月二十日)  
 鈴木 政樹

瑞宝双光章を授ける(以上一月二十一日)  
 武田 匡央

○叙勲  
 旭日小綬章を授ける(各通)  
 狩野 猛夫  
 三橋 勝郎

旭日双光章を授ける(各通)  
 菅原 幸子  
 西村 健一  
 村田 東助

瑞宝双光章を授ける(各通)  
 飯田 昌弘  
 石賀 一男  
 伊藤 俊一

瑞宝单光章を授ける(各通)  
 井上 忠幸  
 今西禎志郎

瑞宝双光章を授ける(各通)  
 小林 照武  
 春日 武

瑞宝单光章を授ける(各通)  
 鈴木 一  
 鈴木 彌壽男  
 鈴木 宏枝

旭日单光章を授ける(各通)  
 横山 幸夫  
 山本 勝也  
 渡邊 一司



また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

- 4 監督命令の原因となった事実 建築物1件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法第20条第1項第2号に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第2項第3号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

国土交通大臣 金子 恭之

- 1 監督命令をした年月日 令和8年2月3日
- 2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名 株式会社西日本住宅評価センター 本社 大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号 大阪支店 大阪府大阪市西区北堀江二丁目二番二十五号 神戸支店 兵庫県神戸市中央区京町七十五番地一 京都支店 京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二百六番地 名古屋支店 愛知県名古屋市中区栄二丁目三番三十一号 豊橋事務所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目二十七番地一 三重事務所 三重県津市栄町三丁目百四十一番一号 岡山支店 岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号 福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十六番一号 松山事務所 愛媛県松山市宮田町百八番地 岐阜事務所 岐阜県岐阜市藪田南一丁目二番三号 広島支店 広島県広島市中区本川町二丁目六番五号 代表取締役 池内 信司
- 3 監督命令の内容 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの

改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年2月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

- 4 監督命令の原因となった事実 建築物1件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に基づく消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条第1項第4号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年2月24日

国土交通大臣 金子 恭之

- 1 監督命令をした年月日 令和8年2月3日
- 2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名 日本ER I株式会社 本社 東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 札幌支店 北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 盛岡支店 岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 仙台支店 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 つくば支店 茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 宇都宮支店 栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 高崎支店 群馬県高崎市栄町十六番十一号 さいたま支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号 千葉支店 千葉県千葉市中央区新町三番地十三 東京支店 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号 立川支店 東京都立川市錦町三丁目五番二十二号 横浜支店 神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号 新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番十号 金沢支店 石川県金沢市西念一丁目九番三号 長野支店 長野県長野市西後町千五百九十七番地一 松本支店 長野県松本市中央一丁目十七番十六号 静岡支店 静岡県静岡

- 岡市駿河区森下町四番三十号 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号 三重支店 三重県津市羽所町七百番地 京都支店 京都府京都市中京区烏丸通押小路東の秋野々町五百三十五番地 大阪支店 大阪府大阪市中央区本町三丁目五番七号 神戸支店 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号 岡山支店 岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号 広島支店 広島県広島市中区八丁堀十四番四号 山口支店 山口県山口市小郡高砂町一番八号 高松支店 香川県高松市番町二丁目十七番十五号 松山支店 愛媛県松山市三番町七丁目一番地二十一号 福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号 北九州支店 福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号 長崎支店 長崎県長崎市万才町三番地五 熊本支店 熊本県熊本市中央区坪井二丁目一番四十二号 大分支店 大分県大分市金池町二丁目一番十六号 鹿児島支店 鹿児島県鹿児島市西田一丁目五番一号 代表取締役 庄子 猛宏
- 3 監督命令の内容 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年2月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

- 4 監督命令の原因となった事実 令和5年6月から令和7年5月の間に行った147件の確認について、法第93条第5項の規定により、指定確認検査機関は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合等においては、遅滞なく、これを当該申請等に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならないにもかかわらず、当該通知を遅滞なく行わなかった。

広島県公安委員会告示配第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、令和八年三月四日から、その効力を生ずるものとする。

令和八年二月二十四日

広島県公安委員会委員長 西野 泰代

- 一 名称 三代目秋道会
- 二 主たる事務所の所在地 広島県尾道市山波町三千二十五番地一
- 三 代表する者の氏名 池澤 望
- 四 代表する者の住所 高知県高知市日の出町八番十号
- 五 指定番号 七三二六六一（令和五年二月二十四日広島県公安委員会告示第十号により公示した指定番号七三二三一）

福岡県公安委員会告示配第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、令和八年二月二十八日から、その効力を生ずるものとする。

令和八年二月二十四日

福岡県公安委員会委員長 権頭 寛美慈

- 一 名称 二代目浪川会
- 二 主たる事務所の所在地 福岡県大牟田市八江町三十八番地一
- 三 代表する者の氏名 梅木 一馬
- 四 代表する者の住所 福岡県大牟田市船津町一丁目十番地二十二
- 五 指定番号 九〇二六六一（令和五年二月二十四日福岡県公安委員会告示第三十九号により公示した指定番号九〇二三一）

福岡県公安委員会告示配第二号

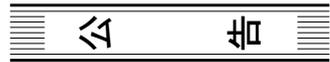
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、令和八年三月四日から、その効力を生ずるものとする。

令和八年二月二十四日

福岡県公安委員会委員長 権頭 寛美慈

- 一 名称 太州会
- 二 主たる事務所の所在地 福岡県田川市大字町  
別田千二百十四番地一
- 三 代表する者の氏名 日高 博
- 四 代表する者の住所 福岡県京都郡別田町大字  
集二千七百四十四番地十
- 五 指定番号 九〇二二六一一（令和五年一月二十  
四日福岡県公安委員会告示第四十号により公示  
した指定番号九〇二二六一一）



### 諸 事 項

#### 前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第5項の規定により次のように公示する。

1. 前払式支払手段発行者の商号  
株式会社NEXT INNOVATION
2. 代表者の氏名 破産管財人 清水 俊順
3. 住所 京都市北区紫野西泉堂町62番地
4. 配当表
  - (1) 権利の実行の対象となる発行保証金の額  
19,300,000円 ①
  - (2) 発行保証金の還付に必要となる費用の額  
154,187円 ②  
うち 官報公示費用 85,547円  
証明書郵送費用 68,640円
  - (3) 配当の対象となる額（①－②）  
19,145,813円
  - (4) 権利の実行に係る申出の総額  
5,460,531円
  - (5) 申出者の人数 624人
  - (6) 配当の割合 100%  
(申出額10,000円の場合の払渡額10,000円)

※資金決済に関する法律施行令第11条第9項に規定する費用の額（上記②）については、歳入徴収官近畿財務局総務部次長が発行保証金の還付を受けることとする。

令和 8 年 2 月 24 日  
近畿財務局長 坂口和家男

#### 建設業の許可の取消処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
令和 8 年 2 月 24 日

北陸地方整備局長 高松 諭

- 1 処分をした年月日 令和 8 年 1 月 26 日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社小島工務店  
小島 健司 富山県高岡市野村1712番地 国土交通大臣許可（般一7）第4301号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和 8 年 1 月 23 日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

#### 建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の63第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
令和 8 年 2 月 24 日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 1 処分をした年月日 令和 8 年 2 月 2 日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 矢崎 聖一 第3000920号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止1月
- 4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（1件）について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法第20条第1項第二号に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第2項第三号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の63第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

- 1 処分をした年月日 令和 8 年 2 月 2 日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 安西 克巳 第3002283号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止1月
- 4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（1件）について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第69号）の規定による改正前の建築基準法第20条第1項第二号に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条第2項第三号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の63第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日  
中部地方整備局長 森本 輝

- 1 処分をした年月日 令和 8 年 2 月 2 日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 松本健太郎 第5000836号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止10日
- 4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（1件）について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に基づく消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条第1項第四号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和 6 年（家）第 9 0 0 7 9 号  
東京都小平市学園東町1丁目3番14—303号  
申立人 大塚 洋子

本籍東京都小平市小川町1丁目445番地1、最後の住所東京都小平市学園東町1丁目3番14—303号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和 4 年 8 月 14 日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和38年10月26日、職業会社員  
被相続人 亡 大塚 亮介  
事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目20番1号吉祥寺永谷シティプラザ812 駅前通り法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 堀 克巳  
催告期間満了日 令和 8 年 9 月 10 日  
東京家庭裁判所立川支部  
令和 7 年（家）第 9 1 0 6 4 号

東京都新宿区四谷三栄町12番5号ライラック三栄ビル3階 わかばの風法律事務所  
申立人 森田 太三  
本籍東京都板橋区成増3丁目543番地、最後の住所東京都武蔵野市境南町2丁目13番17号飯坂ハイツ302、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和 7 年 8 月 30 日、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和34年 9 月 21 日、職業無職  
被相続人 亡 出井 義展  
事務所東京都武蔵野市中町1丁目28番10号ローラン武蔵野2階 武蔵野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高村 源  
催告期間満了日 令和 8 年 9 月 10 日  
東京家庭裁判所立川支部

令和 7 年（家）第 9 1 0 9 8 号  
三重県鈴鹿市山辺町1055番地1 養護老人ホーム南山  
申立人 出口 正秋  
本籍東京都渋谷区本町5丁目42番地、最後の住所東京都日野市三沢1丁目34番地の15ブリリアンメゾンオノ105、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日推定平成25年 8 月 5 日、出生の場所三重県員弁郡北勢町、出生年月日昭和 6 年 5 月 4 日、職業不明  
被相続人 亡 近藤 憲司  
事務所東京都立川市曙町2丁目34番13号オリピック第3ビル701 岡野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 岡野 和弘  
催告期間満了日 令和 8 年 9 月 10 日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第7225号**

東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
申立人 株式会社オリエントコーポレーション  
代表者代表取締役 梅宮 真  
本籍神奈川県川崎市川崎区昭和2丁目11番、最後の住所川崎市川崎区昭和2丁目11番11-203号大師サンハイツ、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所長野県中野市、出生年月日昭和46年9月6日、職業不明  
被相続人 亡 阿部里江子  
川崎市川崎区榎町1番1号川崎センタービル6階 川崎総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菊池 博愛  
催告期間満了日 令和8年9月25日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第7249号**

横浜市中区本町3丁目30番7号タイムクロス横浜9階弁護士法人港国際法律事務所  
申立人 岡村 貴之  
本籍神奈川県川崎市幸区古市場1丁目38番地、最後の住所川崎市麻生区白山5丁目1番2-1107号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和7年6月27日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和24年2月15日、職業年金生活者  
被相続人 亡 波多野美明  
横浜市中区本町3丁目30番7号タイムクロス横浜9階弁護士法人港国際法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 岡村 貴之  
催告期間満了日 令和8年9月18日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第7255号**

栃木県さくら市氏家2771  
申立人 さくら市長 中村 卓資  
本籍栃木県那須烏山市小白井478番地、最後の住所川崎市川崎区出来野5番3号 未来倶楽部川崎大師式番館 201、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日平成25年11月5日、出生の場所栃木県那須郡南那須町、出生年月日昭和24年6月7日、職業無職  
被相続人 亡 田代 寛  
川崎市幸区幸町2丁目690番地9 ヴィラ多摩川103 佐藤恵太法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐藤 恵太  
催告期間満了日 令和8年9月18日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第11010号**

石川県金沢市神田1丁目18番4-1号  
申立人 松崎 晋  
本籍石川県金沢市片町1丁目636番地、最後の住所石川県金沢市笠舞本町1丁目16番14号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年9月26日、出生の場所北海道古宇郡神恵内村、出生年月日昭和19年4月29日、職業無職  
被相続人 亡 斉藤 京子  
事務所石川県金沢市武蔵町1-15 Mビル2階しばた未来法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柴田 未来  
催告期間満了日 令和8年9月11日  
金沢家庭裁判所

**令和7年(家)第171号**

兵庫県神戸市中央区浪花町62番地の1  
申立人 兵庫県信用保証協会  
本籍兵庫県西脇市黒田庄町門柳375番地、最後の住所三重県伊賀市中柘植150番地の1小森アパート208号、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日推定令和6年8月23日、出生の場所兵庫県多可郡黒田庄村、出生年月日昭和23年3月1日、職業不明  
被相続人 亡 村上 守  
事務所三重県津市西丸之内35-12 坪井・中西法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 若林 直樹  
催告期間満了日 令和8年9月5日  
津家庭裁判所伊賀支部

**令和8年(家)第2008号**

愛知県稲沢市北島町千野地11番地12  
申立人 戸田 誠治  
本籍愛知県一宮市光明寺字本郷屋敷49番地1、最後の住所愛知県一宮市笹野字宮西20番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和7年12月30日頃、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和40年2月18日、職業無職  
被相続人 亡 小島 直美  
名古屋市中村区大秋町4丁目91番地の5  
相続財産清算人 濱田ハル映  
催告期間満了日 令和8年9月3日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和8年(家)第2010号**

愛知県豊橋市前畑町115番地  
申立人 社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会

本籍静岡県浜松市中央区安新町225番地、最後の住所愛知県豊橋市柱三番町69番地1、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和7年5月25日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和61年1月12日、職業無職  
被相続人 亡 安間 道貞  
愛知県豊橋市前田中町13番地の1 3階 弁護士法人清水誠治法律登記事務所  
相続財産清算人 弁護士 清水 恭子  
催告期間満了日 令和8年9月5日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第152号**

三重県松阪市久保町1855番地13  
申立人 中出由紀子  
本籍愛知県名古屋市港区七番町4丁目10番地、最後の住所三重県松阪市久保町1855番地13中出借家9号、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和7年9月2日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和12年4月25日、職業無職  
被相続人 亡 今村 清一  
三重県松阪市南町183 2階  
相続財産清算人 砂子 昌利  
催告期間満了日 令和8年9月24日  
津家庭裁判所松阪支部

**令和7年(家)第2050号**

京都市山科区上野御所ノ内町10-5 高山ビル202  
申立人 一般社団法人へいあん後見福祉ネットワーク  
代表者代表理事 五百木孝行  
本籍鹿児島市下福元町12106番地、最後の住所京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番60番合地 京都老人ホーム、死亡の場所京都市山科区、死亡年月日令和7年4月28日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和13年7月4日、職業不明  
被相続人 亡 今村 俊昭  
事務所京都市中京区丸太町通堺町西入鍵屋町65コートサイト丸太町ビル201 姉小路法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山崎 悠  
催告期間満了日 令和8年9月11日  
京都家庭裁判所

**令和7年(家)第81285号**

大阪府大阪市北区天神橋2丁目5番3号第五新興ビル6階  
申立人 藤本 佳美  
本籍大阪府大阪市生野区桃谷1丁目5777番地、最後の住所大阪府大阪市生野区桃谷1丁目7番2号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和27年1月29日、職業無職  
被相続人 亡 尾本紅美子  
大阪市北区西天満6-7-2 SRビル梅新3階  
相続財産清算人 弁護士 小西 華子  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81716号**

大阪府高槻市八丁畷町17番5号  
申立人 植益 一  
本籍大阪府高槻市芝生町1丁目27番、最後の住所大阪府高槻市芝生町1丁目27番3号の7、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年8月18日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和25年8月2日、職業無職  
被相続人 亡 植益陽一郎  
大阪市北区西天満5丁目10番17号西天満パークビル5階  
相続財産清算人 弁護士 野村いづみ  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80134号**

大阪市北区天神橋3丁目2番15号サクシード南森町3階  
申立人 みやこ債権回収株式会社  
本籍大阪府大阪市生野区勝山北5丁目20番地、最後の住所大阪府生野区巽西2丁目10番13号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和7年1月19日、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和25年1月6日、職業運送業  
被相続人 亡 大林 運  
大阪府中央区瓦町3丁目4番9号フカキ瓦町ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 堀 政哉  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80044号**

大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階  
申立人 中西 淳  
本籍大阪府大阪市阿倍野区文の里2丁目8番地、最後の住所大阪市阿倍野区松崎町2丁目3番10号特別養護老人ホーム阪和苑、死亡の場所大阪府堺市南区、死亡年月日令和7年7月22日、出生の場所大阪府大阪市阿倍野区、出生年月日昭和20年1月5日、職業不明  
被相続人 亡 堂本 弘男  
大阪市北区豊崎3-2-1 淀川5番館7階  
相続財産清算人 弁護士 中西 淳  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4097号**

宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地1  
申立人 宮崎県農業協同組合  
本籍宮崎県宮崎市高岡町下倉永1054番地6、最後の住所宮崎県宮崎市高岡町下倉永1054番地6、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年9月26日、出生の場所宮崎県小林市、出生年月日昭和53年10月13日、職業会社員  
被相続人 亡 伊藤 雅樹  
宮崎県宮崎市清水2丁目7番10号 高木ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 青木 大樹  
催告期間満了日 令和8年9月17日  
宮崎家庭裁判所

**令和7年(家)第1330号**

宮崎県宮崎市橋通東2丁目4番1号  
申立人 宮崎第一信用金庫  
本籍宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4378番地、最後の住所宮崎県都城市都島町428番地1、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日令和元年12月20日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和26年3月14日、職業不詳  
被相続人 亡 山下 節子  
宮崎県都城市姫城町5街区10号  
相続財産清算人 弁護士 松浦 里美  
催告期間満了日 令和8年9月18日  
宮崎家庭裁判所都城支部

**令和7年(家)第30014号**

札幌市中央区南1条西10丁目南一条法務税務センター8階中村憲昭法律事務所  
申立人 小笠原圭奈子

本籍北海道三笠市幌内奔幌内町302番地、最後の住所北海道滝川市江部乙町1452番地1若葉台病院内、死亡の場所北海道滝川市、死亡年月日令和7年10月2日、出生の場所北海道空知郡三笠町、出生年月日昭和29年8月8日、職業無職  
被相続人 亡 奥山 隆雄  
札幌市中央区南1条西10丁目南一条法務税務センター8階中村憲昭法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小笠原圭奈子  
催告期間満了日 令和8年9月10日  
札幌家庭裁判所滝川支部

**令和7年(家)第30204号**

茨城県取手市取手2丁目3番7号 取手センタービル5階 じょうばん法律事務所  
申立人 弁護士 鬼沢 健士  
本籍茨城県取手市井野1丁目1番、最後の住所茨城県小美玉市中台145番地4、死亡の場所茨城県小美玉市、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所千葉県柏市、出生年月日昭和41年11月9日、職業不詳  
被相続人 亡 酒詰 友美  
茨城県取手市取手2丁目3番7号 取手センタービル5階 じょうばん法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鬼沢 健士  
催告期間満了日 令和8年9月7日  
水戸家庭裁判所

**令和7年(家)第20083号**

栃木県宇都宮市峰3丁目15番3-2号  
申立人 小川 雅美  
本籍栃木県小山市大字大行寺1020番地38、最後の住所栃木県小山市大字大行寺1016番地27、死亡の場所栃木県下野市、死亡年月日平成25年11月18日、出生の場所栃木県小山市、出生年月日昭和54年4月10日、職業自営業  
被相続人 亡 櫻井 努  
事務所栃木県栃木市旭町14-16梁島ビル2階 鈴木俊美法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大関麻由子  
催告期間満了日 令和8年9月10日  
宇都宮家庭裁判所栃木支部

**令和7年(家)第6066号**

東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍群馬県桐生市堤町1丁目11番、最後の住所群馬県桐生市三吉町2丁目5番33号、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和37年5月22日、職業不明  
被相続人 亡 桑田 裕司  
事務所群馬県前橋市古市町1-50-1吉野屋ビル303 新前橋法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中山 勝俊  
催告期間満了日 令和8年9月5日  
前橋家庭裁判所桐生支部

**令和7年(家)第20170号**

栃木県矢板市乙畑45番地  
申立人 石川 正志  
本籍栃木県さくら市蒲須坂633番地、最後の住所栃木県さくら市蒲須坂633番地、死亡の場所栃木県さくら市、死亡年月日平成30年8月27日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和18年1月27日、職業不明  
被相続人 亡 田中 悦子  
栃木県宇都宮市滝谷町11番14号弁護士法人佐藤貞夫法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中澤 浩平  
催告期間満了日 令和8年9月18日  
宇都宮家庭裁判所

**令和8年(家)第23号**

東京都東大和市立野3丁目631番地の3 東大和ナショナルコート408  
申立人 島崎 敦  
本籍北海道札幌市白石区東札幌一条5丁目74番地、最後の住所北海道北見市山下町5丁目1番14-1007号、死亡の場所北海道北見市、死亡年月日令和7年11月26日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和37年1月23日、職業無職  
被相続人 亡 千葉 正師  
北海道北見市北2条西3丁目1番地 朝田ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 川村 悠佑  
催告期間満了日 令和8年9月18日  
釧路家庭裁判所北見支部

**令和8年(家)第49号**

東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍茨城県日立市多賀町2丁目37番地、最後の住所茨城県日立市大久保町1丁目4番5号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和6年10月3日、出生の場所茨城県多賀郡多賀町、出生年月日昭和16年1月8日、職業自動車板金塗装業  
被相続人 亡 大畑 文雄  
事務所茨城県日立市弁天町1-3-16弁護士法人片岡総合法律事務所日立事務所  
相続財産清算人 弁護士 高梨 亮輔  
催告期間満了日 令和8年9月17日  
水戸家庭裁判所日立支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**令和8年(へ)第1号**

北海道二海郡八雲町浜松154番地  
申立人 有限会社小林重車輛  
代表者代表取締役 小林 徳志  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月1日  
令和8年1月30日 札幌簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 2通

(1)手形番号 6110138400 a d11553  
金額 1,839,808円  
支払期日 令和7年11月30日  
支払地 札幌市  
支払場所 株式会社北洋銀行本店営業部  
振出日 令和7年9月30日  
振出地 北海道札幌市  
振出人 株式会社カナモト 代表取締役 金本 哲男

受取人 申立人  
最終所持人 申立人  
(2)手形番号 6111148000 a d11617  
金額 987,294円  
支払期日 令和7年12月31日  
振出日 令和7年10月31日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第186号**

福島市五老内町2番10号アスカビル2階B号室 安倍川端法律事務所  
申立人 川端 茂樹  
本籍福島県二本松市新座40番地34、最後の住所福島県二本松市新座40番地34  
不在者 遠藤 文吉  
昭和8年11月18日生  
届出期間満了日 令和8年6月3日  
福島家庭裁判所

**令和7年(家)第191号**

福島市土船字谷地頭50番地の1  
申立人 佐藤 惠美  
本籍福島県福島市土船字谷地頭50番地1、最後の住所福島市土船字谷地頭50番地の1  
不在者 佐藤ひろみ  
昭和35年10月24日生  
届出期間満了日 令和8年6月3日  
福島家庭裁判所

**令和7年(家)第30277号**

群馬県高崎市棟高町1080-1  
申立人 永井 忍  
本籍群馬県前橋市富士見町原之郷2463番地1、最後の住所群馬県群馬郡群馬町大字棟高1100番地4  
不在者 佐藤 久子  
昭和24年9月15日生  
届出期間満了日 令和8年6月5日  
前橋家庭裁判所高崎支部

**令和7年(家)第3413号**

横浜市港南区日野4丁目43番11号  
申立人 鈴木 禎之  
本籍神奈川県横浜市港南区日野4丁目839番地、最後の住所横浜市港南区日野4丁目43番11号  
不在者 鈴木 規子  
昭和42年12月22日生  
届出期間満了日 令和8年6月3日  
横浜家庭裁判所

**失踪宣告****令和7年(家)第1222号**

本籍北海道北見市南仲町1丁目2番、最後の住所札幌市南区真駒内曙町1丁目1番33-306号  
不在者 和田 大輔  
昭和60年7月25日生  
令和8年1月31日失踪宣告審判確定  
札幌家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第5181号**

本籍東京都京橋区川口町、最後の住所不明  
不在者 松下 康造  
明治14年10月1日生  
令和8年2月3日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第245号**

本籍東京都中央区京橋3丁目1番地2、最後の住所大阪府泉大津市西港町14番24号  
不在者 福田 利信  
昭和8年10月25日生  
令和8年2月3日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所岸和田支部裁判所書記官

**令和7年(家)第217号**

本籍岡山県久米郡美咲町藤原731番地、最後の住所兵庫県姫路市白国2丁目3番33号サンヴィラ103号  
不在者 戸川 保子  
昭和23年4月19日生  
令和8年2月3日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

**令和7年(ハ)第2号**

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島613  
申立人 岸 美智男  
権利の届出の終期 令和8年1月31日  
令和8年2月2日 大田原簡易裁判所

**(別紙) 目録**

- (1)土地 塩谷郡塩谷町大字上寺島字栗ノ木沢956番1 山林 21317平方メートル  
(2)登記年月日番号 宇都宮地方務局日光支局 大正10年4月5日受付第493号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 大正10年3月20日設定  
目的 石材事業経営の為必要な工作物の所有  
存続期間 大正10年3月より向う20ヶ年  
地上権者 岩手県稗貫郡好地村大字好地156番戸  
川村 米藏
- (2)土地 塩谷郡塩谷町大字上寺島字戸立沢946番 山林 6773平方メートル  
(2)登記年月日番号 宇都宮地方務局日光支局 大正10年4月5日受付第495号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 大正10年3月20日設定  
目的 石材事業経営のため必要な工作物所有  
存続期間 大正10年3月より向う20年  
地上権者 岩手県稗貫郡好地村大字好地156番戸  
川村 米藏
- (3)土地 塩谷郡塩谷町大字上寺島字戸立沢947番 山林 18624平方メートル  
(2)登記年月日番号 宇都宮地方務局日光支局 大正10年4月5日受付第495号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 大正10年3月20日設定  
目的 石材事業経営のため必要な工作物所有  
存続期間 大正10年3月より向う20年  
地上権者 岩手県稗貫郡好地村大字好地156番戸  
川村 米藏

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年(フ)第19号**

- 沖縄県宜野湾市野嵩1丁目25番1号2階  
債務者 合同会社C'S  
代表者代表社員 島袋 力
- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 齋藤 祐介
  - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時10分
  - 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年(フ)第4号**

- 宮城県角田市梶賀字一里壇155番地4  
債務者 齋藤 綾
- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 布木 綾
  - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時30分
  - 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

**令和8年(フ)第7号**

- 宮城県柴田郡柴田町西船迫3丁目1番地87  
債務者 佐藤 直文
- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 清水 健
  - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月26日まで
  - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時45分
  - 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

**令和7年(フ)第739号**

神奈川県足柄上郡山北町向原194番地 みず  
かみテラス さくら1  
債務者 植木 梨紗

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 誠司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第48号**

神奈川県秦野市鶴巻南2丁目3番32号  
債務者 三塚 晃

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠間圭一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第57号**

神奈川県伊勢原市池端481番地の1 ブルー  
メン201号  
債務者 荒井 光

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤沼 洋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第58号**

神奈川県伊勢原市池端481番地の1 ブルー  
メン201号  
債務者 荒井 里咲

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤沼 洋

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第42号**

愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目64番地の2  
ピュアレジデンス310号、従前の住所愛知県  
常滑市りんくう町3丁目11番地の2 プレミ  
アムコートりんくう601号

債務者 岩崎 巧

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 榊原 雅文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第286号**

愛知県豊橋市東高田町5番地1 グランド・  
ソレーユA201

債務者 武川 恒有

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 晴記
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第421号**

奈良市鳥見町4丁目3番地の1 富雄団地  
51-302号

債務者 三和プロジェクトこと 田淵三千雄

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 靖子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時20分

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
奈良地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第467号**

盛岡市清水町4番5-311号

債務者 照井久美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 秀栄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和8年(フ)第71号**

愛知県瀬戸市窯元町171番地の37

債務者 中島 秀之

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 愛喜
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第847号**

埼玉県越谷市花田3丁目10番地4 レオパレ  
スリバーサイドコート205、旧住所埼玉県越  
谷市千間台西5丁目22番地14 ドエルせんげ  
ん台101

債務者 高橋 誠

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 陽介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第216号**

富山県中新川郡上市町三日市10番地 ブラン  
ソレイユA棟101号

債務者 ZENITH FITNESSこと  
島倉 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 果
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
富山地方裁判所民事部

**破産手続終結**

**令和6年(フ)第201号**

岐阜市岩崎646番地の1

破産者 協和理化学工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年2月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第38号**

茨城県稲敷市本新408番地

破産者 株式会社シバエース

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和6年(フ)第1518号**

東京都八王子市四谷町612番地3

破産者 株式会社フェニックス

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第254号**

石川県白山市橋爪町751番地34

破産者 有限会社西川商店

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

金沢地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第675号**

北九州市門司区田野浦1252番3

破産者 オオタトレイディング有限会社

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和6年(フ)第280号**

奈良県大和郡山市筒井町1069番地29

破産者 松岡 修一

- 1 決定年月日 令和8年2月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第205号**

北九州市小倉南区徳吉東5丁目4-12-205号、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳吉東5丁目1番28号

破産者 三木 紘琉

- 1 決定年月日 令和8年2月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第69号**

茨城県土浦市桜町4丁目7番8号 グレースカーサ201

破産者 大塚 満

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第1660号**

名古屋市南区呼続1丁目8番9号

破産者 ベアーマーターズこと 鈴木 重雄

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第323号**

大阪府高石市取石4丁目2番12号、前住所大阪府高石市取石4丁目14番34号

破産者 濱口 大輔

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和6年(フ)第223号**

兵庫県伊丹市南野5丁目6番45号

破産者 マリノス工房こと 足田 満彦

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第140号**

兵庫県伊丹市北河原2丁目3番4号

破産者 北村 由香

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和5年(フ)第244号**

愛媛県松山市夏目甲560番地5

破産者 大澤 勇人

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第88号**

福岡県久留米市国分町1907番地10 セントラルパークⅡ203号、前住所福岡県久留米市国分町1670番地 グランモア105号

破産者 原武 伸次

- 1 決定年月日 令和8年2月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

**令和6年(フ)第41号**

岩手県花巻市南城208番地1 メゾン・シャングリラ201号

破産者 及川 大樹

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

**令和6年(フ)第53号**

長野県諏訪市上川1丁目1442番地11

破産者 野澤 淳

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所諏訪支部

**令和7年(フ)第235号**

兵庫県加古川市加古川町美乃利343番地の11、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋332番地の12

破産者 木前 正紀

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第269号**

北九州市門司区下二十町2番30-402号

破産者 ユーテックこと 友富 正博

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和6年(フ)第1754号**

愛知県津島市南本町7丁目44番地4

破産者 福留 常良

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後2時40分

令和8年2月12日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第269号**

愛知県尾張旭市新居町山の田3222番地3 プレンティ尾張旭市新居町B-2

破産者 二石 佳南

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午前11時10分

令和8年2月12日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第173号**

兵庫県宝塚市山手台西2丁目5番3号

破産者 株式会社エキスパート

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月14日午前10時50分

令和8年2月12日

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和7年(フ)第795号**

北九州市門司区大字柄杓田1188番地1  
破産者 石川 富基

- 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 一般調査期日 令和8年5月13日午前11時  
令和8年2月12日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第600号**

神戸市中央区元町通3丁目9番18号  
破産者 リーズ・セレクト有限公司

- 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時30分  
令和8年2月10日

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第226号**

香川県高松市今里町2丁目30番地12 1、開始決定時の住所香川県高松市木太町5068番地5  
破産者 増田 隆

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月28日午後3時  
令和8年2月13日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第227号**

香川県高松市松縄町1075番地19  
破産者 増田 洋一

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年5月28日午後3時  
令和8年2月13日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第355号**

香川県高松市香川町安原下第三号1802番地  
破産者 株式会社びっころ村

- 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
- 一般調査期日 令和8年7月2日午前10時  
令和8年2月13日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**債権者集会招集及び破産債権の届出期間**

**令和7年(フ)第1998号**

千葉県美浜区高洲3丁目1番1棟515号  
破産者 加藤 大城

- 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時20分
- 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで  
令和8年2月9日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第1333号**

仙台市宮城野区小田原弓ノ町101番地の11  
仙台駅東再開発住宅1304

破産者 星野 浩二  
異議申述期間 令和8年4月9日まで  
令和8年2月12日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**特別清算開始**

**令和7年(ヒ)第14号**

岐阜市加納黒木町2丁目1番地  
清算株式会社 佐藤正株式会社  
代表者代表清算人 佐藤 誠

- 決定年月日 令和8年2月9日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所

**特別清算終結**

**令和7年(ヒ)第12号**

栃木県那須塩原市宮町3番19号  
清算株式会社 株式会社雅城

- 決定年月日 令和8年2月5日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。  
宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(ヒ)第2045号**

東京都新宿区新宿4丁目3番15号レイフラット新宿B棟

清算株式会社 パールプラス山梨株式会社

- 決定年月日 令和8年2月9日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第42号**

京都市下京区中堂寺坊城町31番地3  
清算株式会社 株式会社和装三味たち花

- 決定年月日 令和8年2月6日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。  
京都地方裁判所第5民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第2081号**

東京都中央区入船1丁目6番3号朝日八丁堀マンション606

清算株式会社 株式会社VOCE

代表清算人 松本 能紀

- 決定年月日 令和8年2月9日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

**第1 通則**

**1 弁済の方法**

本協定に基づく弁済は、清算人代理枡野弘樹の事務所(東京都中央区新川2-3-4 新川田所ビル402 枡野弘樹法律事務所)において行う。但し、弁済の方法として、別紙記載の各協定債権者が特定の銀行預金口座宛への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。なお、本協定に基づく弁済日に、上記場所にて弁済金を受領せず、または、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、当該弁済金を東京法務局に供託する。

**2 端数の処理**

第2・2(1)において算出される弁済金額について1円未満の端数は切り捨てる。

**第2 協定債権の権利変更**

**1 定義**

基準債権額とは、別紙記載の非保全債権残高をいう。

**2 弁済及び免除**

(1) 清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から1カ月以内に、基準債権額の3.333%を支払う。

(2) 各協定債権者は、前記(1)の弁済を受けたときに、各協定債権の総額から前記(1)の弁済額を控除した残額(特別清算開始決定以後の損害金を含む)について、その債務を全額免除する。

**第3 追加弁済**

前記第2・2(1)の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、基準債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。ただし、按分計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において前記第2・2(2)による免除の効力には、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第1007号**

神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号三宮ファーストビル702号

清算株式会社 日本水機調査株式会社

代表清算人 山本 政和

- 決定年月日 令和8年2月9日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の13.04%の金員(1円未満を四捨五入)を、本協定の認可決定が確定した日から2週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額(元金、利息および損害金)から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

2 前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3 前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。  
以上  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和 7 年 (七) 第 18 号

徳島県徳島市上八万町西山1333番地  
清算株式会社 株式会社 T S 企画  
代表清算人 宮本 和夫

- 1 決定年月日 令和 8 年 2 月 9 日
- 2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

## 第 1 通則

## 1 用語の定義

## (1) 共益的債権

清算株式会社の解散日 (同日を含む。) 以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算終了するまでに要する共益目的の費用をいう。

## (2) 優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先債権がある債権をいう。

## (3) 解散日

清算株式会社の解散日である令和 5 年 7 月 31 日をいう。

## (4) 本件弁済日

本協定第 3、2(1)に定める弁済日をいう。

## (5) 徳島大正銀行

株式会社徳島大正銀行をいう。

## (6) 阿波銀行

株式会社阿波銀行をいう。

## (7) 商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫をいう。

## (8) 日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

## (9) オリックス

オリックス株式会社をいう。

## 2 弁済に関する通則的事項

(1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる 1 円未満の端数は、切り上げる。

(2) 本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の 3 日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹 (大阪弁護士会所属)

の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所 (大阪市中央区北浜 3 丁目 2 番 12 号北浜永和ビル 5 階) においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

## 3 本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

## 第 2 共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

## 第 3 協定債権の取扱い

## 1 協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

## ①協定債権の額

債権総額 1 億 2762 万 8267 円及び額未定

内訳 元本 1 億 2638 万 6105 円

解散日までの利息及び損害金

124 万 2162 円

解散日の翌日以後の損害金

額未定

## ②協定債権者の数

6 名

## 2 協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

## (1) 弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

## (2) 弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

## ア 弁済総額

金 4360 万円

## イ 算定方法

4360 万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。

ウ 各協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

## 第 4 債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

## 第 5 新たな財産が発見された場合

1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の 1 週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の 1 週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から 1 か月以内に、本協定第 3、2(2)イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2 前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第 4 に定める免除を撤回する。

(別紙省略)

徳島地方裁判所民事部

## 令和 7 年 (七) 第 20 号

徳島県徳島市南島田町 3 丁目 68 番地 1

清算株式会社 株式会社 M T C

代表清算人 長篠 範

1 決定年月日 令和 8 年 2 月 9 日

2 主文 次の協定を認可する。

## 協定

## 第 1 通則

## 1 用語の定義

## (1) 共益的債権

清算株式会社の解散日 (同日を含む。) 以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算終了するまでに要する共益目的の費用をいう。

(2) 優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先債権がある債権をいう。

(3) 解散日

清算株式会社の解散日である令和 5 年 8 月 31 日をいう。

(4) 本件弁済日

本協定第 3、2(1)に定める弁済日をいう。

(5) 日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

## 2 弁済に関する通則的事項

(1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる 1 円未満の端数は、切り上げる。

(2) 本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の 3 日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹 (大阪弁護士会所属) の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所 (大阪市中央区北浜 3 丁目 2 番 12 号北浜永和ビル 5 階) においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

## 3 本協定の効力発生 of 時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

## 第 2 共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

## 第 3 協定債権の取扱い

## 1 協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

## ①協定債権の額

債権総額 4150 万 7603 円及び額未定

内訳 元本 4067 万 2999 円

解散日までの利息及び損害金

83 万 4604 円

解散日の翌日以後の損害金

額未定

## ②協定債権者の数

2 名

2 協定債権者の弁済  
清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

(1) 弁済日  
本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

(2) 弁済額  
協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア 弁済総額  
金30万円

イ 算定方法  
30万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。

ウ 各協定債権者への個別弁済額  
前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第4 債務免除  
協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第5 新たな財産が発見された場合

1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の1週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の1週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から1か月以内に、本協定第3、2(2)イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2 前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第4に定める免除を撤回する。

(別紙省略) 徳島地方裁判所民事部

**決議に付する決定及び債権者集会招集**

令和7年(再)第5号

名古屋市中種区千種2丁目22番8号  
再生債務者 SyncMOF株式会社

1 決議に付する計画案 令和8年1月13日付け  
再生債務者提出の再生計画案

2 議決権行使の方法 債権者集会における行使  
又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会  
(1) 期日 令和8年3月24日午後3時  
(2) 会議の目的 再生計画案の決議

4 書面投票期間 令和8年3月17日まで

5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年3月10日

令和8年2月9日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**再生手続終結**

令和6年(再)第3号

仙台市青葉区一番町2丁目2番11号TKビル  
1階

再生債務者 株式会社プロスアップ

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画の遂行  
令和8年2月9日

仙台地方裁判所第4民事部

令和4年(再)第14号

東京都荒川区西日暮里2丁目25番1号-906

再生債務者 株式会社エンブレイス

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した後3年が経過した  
令和8年2月9日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

令和7年(再イ)第67号

岡山県井原市美星町星田5740番地

再生債務者 仕田原弘樹

1 決定年月日時 令和8年2月10日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月26日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和8年(再イ)第1号

栃木県那須郡那須町大字大島572番地2

再生債務者 大島 裕一

1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月27日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第220号

埼玉県上尾市大字平塚1622番地51

再生債務者 花田 哲也

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第70号

埼玉県春日部市粕壁東1丁目15番43-403号

ライオンズプラザ春日部

再生債務者 黒澤 研二

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月30日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和8年(再イ)第12号

千葉県市川市伊勢宿15番16-101号 (パストラル・K)

再生債務者 山田 宙生

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第17号

千葉県浦安市明海3丁目2番1-704号 海園の街

再生債務者 福田 洋介

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第2号

千葉県旭市神宮寺8891番地12

再生債務者 石橋 卓真

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第359号

名古屋市天白区野並3丁目199番地の1 真栄マンション野並 202号

再生債務者 寺田 龍太

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第366号

愛知県あま市上萱津北ノ川3番地2 スペリア基目寺II507号

再生債務者 太田 明裕

1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで

4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第4号**

兵庫県明石市二見町西二見駅前2丁目65番地  
いちご館104号

再生債務者 米山 雄真

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後4時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで
- 神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和7年(再イ)第59号**

札幌市北区新琴似6条5丁目4番13号 新琴似コーポ8号

再生債務者 横澤 映

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで
- 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第286号**

札幌市中央区宮の森3条5丁目4番13-105号

再生債務者 芦田 義勝

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで
- 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第323号**

札幌市東区中沼1条2丁目1番3号

再生債務者 押山 教史

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで
- 札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第123号**

千葉県松戸市西馬橋3丁目14番地の2

再生債務者 大橋 盛男

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで
- 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第6号**

千葉県野田市山崎貝塚町35番地の6

再生債務者 須合 遼

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで
- 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第11号**

静岡市清水区吉川208番地

再生債務者 小澤 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月27日まで
- 静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第35号**

奈良県北葛城郡王寺町久度5丁目1番13-315号

再生債務者 花岡 昇

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで
- 奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(再イ)第36号**

奈良県北葛城郡王寺町久度5丁目1番13-315号

再生債務者 花岡 史也

- 1 決定年月日時 令和8年2月6日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで
- 奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(再イ)第57号**

長崎県長崎市かき道2丁目5番20-303号

再生債務者 吉田 裕樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで
- 長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第29号**

北海道帯広市大空町8丁目12番地14

再生債務者 佐々木太一

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで
- 釧路地方裁判所帯広支部再生係

**令和8年(再イ)第1号**

茨城県水戸市河和田2丁目23番地の3 シャン・ド・リーヴA棟305号

再生債務者 西本 卓矢

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後5時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで
- 水戸地方裁判所

**令和7年(再イ)第54号**

群馬県太田市南矢島町356番地6

再生債務者 神門美貴子

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後1時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月13日まで
- 前橋地方裁判所太田支部

**令和8年(再イ)第12号**

千葉県松戸市上矢切1325番地 ヴィラハイツカズ201号

再生債務者 杉本 和成

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月30日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年(再イ)第15号**

千葉県松戸市秋山751番地の7

再生債務者 吉野ゆう子

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月30日まで
- 千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第50号**

奈良市疋田町3丁目9番9号

再生債務者 伊藤 千明

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月31日まで
- 奈良地方裁判所

**令和8年(再イ)第4号**

奈良県橿原市白樫町5丁目1番1-301号

再生債務者 松村 浩司

- 1 決定年月日時 令和8年2月9日午後3時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月30日まで
- 奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和8年(再イ)第15号**

岡山市東区竹原1745番地3

再生債務者 瀧岡 伸総

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前11時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月30日まで
- 岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第58号**

群馬県前橋市下大島町607番地2  
再生債務者 大河原卓也

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年4月14日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年（再イ）第3号**

福岡県久留米市北野町金島146番地8  
再生債務者 實藤 正美

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和7年（再イ）第46号**

佐賀県鳥栖市元町1103番地35  
再生債務者 上村 拓水

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年（再イ）第1号**

宮城県伊具郡丸森町耕野字鳥峠60番地3  
(前住所) 福島県南相馬市原町区桜井町2丁目70番地の1 アクセルハイツ103号  
再生債務者 太田 嘉寛

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

仙台地方裁判所大河原支部

**令和7年（再イ）第28号**

福島市南沢又字上番匠田12番地の26  
再生債務者 佐々木慶充

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

福島地方裁判所

**令和8年（再イ）第2号**

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡403番地9 グランド・ソレイユA棟101号室  
再生債務者 茂原 壽

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで

前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年（再イ）第12号**

東京都練馬区大泉学園町8-8-14  
再生債務者 奥平 智昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年（再イ）第21号**

東京都練馬区平和台1-16-23  
再生債務者 富永 達朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年（再イ）第47号**

東京都渋谷区代々木2-23-1-906  
再生債務者 松田 穰

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第260号**

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根3683番地16  
再生債務者 佐藤 雅朗

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年（再イ）第147号**

京都府京田辺市三山木谷垣内18番地8  
再生債務者 藤岡 俊成

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月30日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年（再イ）第49号**

和歌山市砂山南3丁目2番8号 和歌山合同  
宿舍2-107  
再生債務者 川口 達也

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（再イ）第58号**

和歌山県海南市重根1544番地  
再生債務者 中西 幸弘

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年4月2日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（再イ）第124号**

北九州市八幡西区萩原1丁目8番62号  
再生債務者 岡 潔

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（再イ）第10号**

北九州市小倉南区朽網東2丁目6番1号  
(101)

再生債務者 野村 真澄

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（再イ）第1号**

鹿児島県大島郡与論町大字麦屋3378-1  
再生債務者 基 長光

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月2日まで

鹿児島地方裁判所名瀬支部

**令和8年（再イ）第3号**

山形県寒河江市船橋町7番地の11  
再生債務者 中村喜美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月10日まで

山形地方裁判所民事部

**令和8年（再イ）第2号**

東京都羽村市双葉町3丁目10番12号  
再生債務者 島岡 秀男

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月17日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第242号**

横浜市旭区左近山1296番地4 左近山団地5  
街区12棟101号

再生債務者 渡部 敏一

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第271号**

神奈川県綾瀬市大上3丁目24番8号 ロジュ  
マンヤザワ201

再生債務者 谷井大所見難平

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第278号**

横浜市瀬谷区二ツ橋町545番地17 ルミエー  
ル三ツ境103

再生債務者 中島 慎介

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和8年(再イ)第1号**

福井県小浜市伏原第27号3番地の10

再生債務者 中岡 勝己

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

**令和8年(再イ)第2号**

静岡県伊豆の国市原木638番地の1

再生債務者 亀山 洋汰

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(再イ)第65号**

大津市大平1丁目13番3号

再生債務者 ホセ ゴンサレスこと ゴンサレ  
ス ビクニヤ ホセ フランシスコ

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第125号**

北九州市小倉北区熊谷2丁目28番28号(201)

再生債務者 岡本 崇

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(再イ)第2号**

宮崎県日南市大字隈谷乙1129番地1

再生債務者 植田 輝彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月3日まで

宮崎地方裁判所日南支部

**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第176号**

さいたま市西区大字指扇575番地19 シャ・  
ノワールⅡ-1

再生債務者 荷川取 蓮

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年2月12日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第18号**

神奈川県横須賀市久里浜1丁目9番9号  
ファミールオガワ203

再生債務者 大竹 幸一

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年2月12日

横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(再イ)第15号**

三重県度会郡大紀町阿曾1546番地2

再生債務者 里中 昌和

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年2月13日

津地方裁判所松阪支部

**給与所得者等再生による再生手続開始****令和7年(再口)第5号**

岡山県倉敷市稲荷町7番24号

再生債務者 佐々木正晴

- 1 決定年月日時 令和8年2月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月17日から令和8年3月26日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再口)第3号**

栃木県真岡市田町1787番地4 ディアコート田  
町(前住所) 栃木県河内郡上三川町大字上三

川4401番地下町第1町営住宅5403

再生債務者 鈴木 博之

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後4時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月27日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

**令和7年(再口)第16号**

さいたま市北区本郷町1178番地3

再生債務者 新井 浩平

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再口)第7号**

北九州市八幡西区京良城町10番22-401号

再生債務者 松尾 龍天

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月26日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再口)第10号**

東京都青梅市谷野142番地の10

再生債務者 乙津 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月17日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取****令和7年(再口)第3号**

鹿児島県鹿屋市札元1丁目25番32号

再生債務者 柿迫 英樹

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月10日まで

令和8年2月10日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和7年(再口)第1号**

広島県呉市押込西平町21番19号

再生債務者 夕永 眞二

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月13日まで

令和8年2月13日 広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第1号

奈良県香芝市今泉829番地14  
再生債務者 阿部 伸次

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月3日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月12日 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再口)第1号

山形市東青田3丁目7番16-201号 ロイヤルコート東青田  
再生債務者 栗田 知騎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月6日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月13日 山形地方裁判所民事部

令和7年(再口)第1号

長野県駒ヶ根市下平4460-1 ヴィラージュ駒ヶ根104号室  
再生債務者 土田 博孝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月13日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(再口)第12号

広島市佐伯区五日市町大字皆賀503番地8  
再生債務者 藤谷 彩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年2月13日 広島地方裁判所民事第4部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする

ことについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第38号

熊本市北区四方寄町1560番地3  
申立人 モーク不動産有限公司  
住所・居所 不明

(亡上原省二の不動産登記記録上の住所) 熊本市四方寄町1554番地15(熊本市北区四方寄町1554番地15)

所在等不明共有者 亡上原省二(不動産登記記録上の氏名田中省二) 相続財産  
届出期間満了日 令和8年6月10日

令和8年2月9日 熊本地方裁判所  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 熊本市北区四方寄町字井川道  
地番 1554番4  
地目 宅地  
地積 19.30平方メートル
- 2 所在 熊本市北区四方寄町字井川道  
地番 1553番2  
地目 公衆用道路  
地積 149平方メートル  
(以上1及び2につき、所在等不明共有者の持分 16分の1)

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第1号

山形県酒田市飛鳥字堂之後82-1 ラングレー飛鳥Ⅲ102

申立人 池田 蓮  
亡佐藤純一の最後の住所 山形県酒田市桜林52番地(不動産登記記録上の住所) 飽海郡平田町大字桜林52番地

所有者 亡佐藤純一相続財産  
届出期間満了日 令和8年4月6日  
令和8年2月6日 山形地方裁判所酒田支部

(別紙) 物件目録

所在 酒田市桜林字惣田  
地番 52番  
地目 宅地  
地積 897.33平方メートル

令和8年(チ)第1号

申立人 国  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 東京都練馬区錦一丁目25番5号練馬やわらぎ苑

共有者 稲田 イシ  
届出期間満了日 令和8年3月27日  
令和8年2月6日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 土地  
所在 栃木県日光市日光  
地番 2190番  
地目 原野  
地積 525平方メートル  
(共有持分 3080分の3)

令和8年(チ)第2号

新潟市西区寺尾朝日通19-17  
申立人 堀 寿秋  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 不明

所有者 横堀字平次  
届出期間満了日 令和8年4月3日  
令和8年2月6日 新潟地方裁判所  
(別紙) 物件目録

(別紙) 物件目録

所在 新潟市西区須賀  
地番 16番  
地目 墓地  
地積 13平方メートル

令和7年(チ)第13号

新潟県柏崎市三和町8番19号  
申立人 柏崎土地改良区 代表者理事長 五位野 操  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 新潟県柏崎市大字平井4366番地2

(不動産登記記録上の住所) 柏崎市大字平井3015番地1  
所有者 亡佐藤憲一相続財産  
届出期間満了日 令和8年4月10日

令和8年2月10日 新潟地方裁判所長岡支部

(別紙) 物件目録

所在 柏崎市大字平井字畑田  
地番 3155番2  
地目 田  
地積 194平方メートル

令和7年(チ)第14号

新潟県柏崎市三和町8番19号  
申立人 柏崎土地改良区 代表者理事長 五位野 操  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 新潟県柏崎市大字平井2562番地3

所有者 亡西巻忠治相続財産  
届出期間満了日 令和8年4月10日  
令和8年2月10日 新潟地方裁判所長岡支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2005番  
地目 田  
地積 1203平方メートル
- 2 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2168番  
地目 田  
地積 1021平方メートル
- 3 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2182番  
地目 田  
地積 1246平方メートル
- 4 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2186番  
地目 田  
地積 1008平方メートル
- 5 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2200番  
地目 田  
地積 261平方メートル
- 6 所在 柏崎市大字平井字三部  
地番 2205番  
地目 田  
地積 624平方メートル
- 7 所在 柏崎市大字平井字待田  
地番 2462番1  
地目 田  
地積 482平方メートル

- 8 所在 柏崎市大字平井字待田  
地番 2491番6  
地目 田  
地積 413平方メートル
  - 9 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2720番  
地目 田  
地積 495平方メートル
  - 10 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2768番  
地目 田  
地積 188平方メートル
  - 11 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2769番  
地目 田  
地積 310平方メートル
  - 12 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2780番  
地目 田  
地積 234平方メートル
  - 13 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2781番  
地目 田  
地積 254平方メートル
  - 14 所在 柏崎市大字平井字西川原  
地番 2855番  
地目 畑  
地積 138平方メートル
  - 15 所在 柏崎市大字平井字足軽新田  
地番 2980番1  
地目 畑  
地積 433平方メートル
  - 16 所在 柏崎市大字平井字千原田  
地番 3357番1  
地目 田  
地積 529平方メートル
- 令和7年(チ)第7号**  
岐阜県羽島市小瀬町外栗野3丁目26番地  
申立人 下家 時洋  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 香川県東かがわ市馬宿408番地3  
共有者 渡邊 正道  
届出期間満了日 令和8年3月26日  
令和8年2月6日 岐阜地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
所在 郡上市八幡町稲成字ホロク  
地番 816番1  
地目 宅地  
地積 105.00平方メートル  
不明共有者の持分 24分の6

- 令和8年(チ)第1号**  
山口県長門市油谷向津具下3265番地2  
申立人 長門市油谷本郷土地改良区  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 山口県長門市油谷向津具下2548番地  
所有者 先野 享  
届出期間満了日 令和8年3月31日  
令和8年2月5日 山口地方裁判所裁支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 長門市油谷向津具下字田畑  
地番 4883番  
地目 田  
地積 1143平方メートル
  - 2 所在 長門市油谷向津具下字田畑  
地番 4892番1  
地目 田  
地積 1615平方メートル
  - 3 所在 長門市油谷向津具下字田畑  
地番 4895番3  
地目 田  
地積 808平方メートル

- 令和7年(チ)第14号**  
沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号  
申立人 うるま市  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 中頭郡与那城村字西原64  
所有者 伊礼 正勝  
届出期間満了日 令和8年4月3日  
令和8年2月6日 那覇地方裁判所沖縄支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 うるま市勝連南風原釜尻  
地番 3960番  
地目 原野  
地積 154平方メートル

**所有者不明建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

- 令和7年(チ)第36号**  
石川県輪島市二ツ屋町2字29番地  
申立人 輪島市長 坂口 茂  
住所・居所 不明  
(亡大浦美智子の最後の住所) 石川県金沢市湯涌町イ42番地2  
所有者 亡大浦清相続人亡大浦美智子相続財産  
届出期間満了日 令和8年4月10日  
令和8年2月5日 金沢地方裁判所輪島支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 輪島市門前町二又川壱八 40番地  
家屋番号 40番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 142.46平方メートル  
2階 82.61平方メートル  
(未登記建物)
  - 2 所在 輪島市門前町二又川18 40  
種類 車庫兼納屋  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 60.60平方メートル  
2階 49.58平方メートル
  - 3 所在 輪島市門前町二又川18 40  
種類 物置兼作業小屋  
構造 木造・C B造板葺2階建  
床面積 1階 23.96平方メートル  
2階 13.22平方メートル

**会社その他の公告**

**合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載 官報  
掲載の日付 令和7年六月二十七日  
掲載頁 一〇二頁(号外第一四六号)  
令和八年二月二十四日

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目二一  
地の一 (甲) 株式会社ホンダカーズ東葛  
代表取締役 伊藤 淳一

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目二一  
地の一 (乙) 株式会社東葛ホールディングス  
代表取締役 熊倉 栄一

**合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を經ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十三日  
掲載頁 一四七頁(号外第三十一号)  
令和八年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

(甲) ランサーズ株式会社  
代表取締役 秋好 陽介

東京都渋谷区渋谷三丁目一〇番一三号

(乙) MENT A株式会社  
代表取締役 安川久美子

**合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 七十四頁(号外第七十二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 七十四頁(号外第七十二号)

令和八年二月二十四日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

(甲) 株式会社フルキャスト  
代表取締役 坂巻 一樹

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

(乙) 株式会社フルキャストボーター  
代表取締役 小田 延宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十九日

掲載頁 八十頁(号外第二七七号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十九日

掲載頁 六十八頁(号外第二七七号)

令和八年二月二十四日

東京都台東区台東一丁目三番五号

(甲) 東京ニュークリア・サービス株式会社

代表取締役 藤江 宏和

青森県三沢市東岡三沢一丁目一四二番五号

(乙) 東北ニュークリア株式会社

代表取締役 天野 晋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.seino.co.jp/ssx/>

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十一日

掲載頁 八十頁(号外第一一九号)

令和八年二月二十四日

東京都江東区辰巳三丁目一〇番二三号

(甲) セイノスパーエクスプレス株式会社

代表取締役 平井 克昌

大阪府門真市四宮二丁目三番一五号

(乙) セントラル物流株式会社

代表取締役 平井 克昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月九日

掲載頁 四十九頁(号外第一二六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日

掲載頁 八十五頁(号外第九号)

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一五号

(甲) 株式会社P L A Y

代表取締役 黒田 和道

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

(乙) 株式会社ビデオマーケット

代表取締役 小野寺圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月二十五日

掲載頁 五頁

令和八年二月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二五号

(甲) エムキャップ十九号株式会社

代表取締役 市原 康隆

東京都千代田区鍛冶町二丁目七番一四号

(乙) リードスピーカー・ジャパン株式会社

代表取締役 太田 光昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://m/united.jp/>

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月四日

掲載頁 三十七頁(号外第一五四号)

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号

(甲) ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社

代表取締役 伊良子真史

東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号

(乙) 株式会社T 4 A D

代表取締役 伊良子真史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二日

掲載頁 一二五頁(号外第二十二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月二日

掲載頁 一一九頁(号外第二十二号)

令和八年二月二十四日

東京都新宿区新宿一丁目三四番一五号

(甲) セントラルフィルタ工業株式会社

代表取締役 白旗 康宏

東京都新宿区新宿一丁目三四番一五号

(乙) 株式会社CFEM

代表取締役 白旗 康宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.oozx.co.jp/>

(乙) <http://www.oozx.co.jp/>

令和八年二月二十四日

神奈川県藤沢市円行一丁目二番地の一

(甲) 株式会社ジャトス

代表取締役 茨木 徹

静岡県菊川市三沢一五〇番地の六〇

(乙) 株式会社テトス

代表取締役 土屋 勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十二日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十二日

掲載頁 三頁

令和八年二月二十四日

神奈川県厚木市岡田三〇五〇番地

(甲) 株式会社レンブランドホテルマネジメント

代表取締役 小巻 邦道

神奈川県厚木市岡田三〇五〇番地

(乙) 株式会社レンブランドイン

代表取締役 小巻 邦道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十六日

掲載頁 八十六頁(号外第三十二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十六日

掲載頁 九十五頁(号外第三十二号)

令和八年二月二十四日

新潟県中央区美咲町一丁目九番四八号

(甲) アサヒアレックスホールディングス株式会社

代表取締役 石倉 茂雄

仙台市太白区長町南四丁目一八番一八号二階

(乙) アサヒアレックス東日本株式会社

代表取締役 石倉 潤

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 土地家屋調査士法人スペースGR OUP 社員 磯崎 剛史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月三十一日

- (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月三十一日

- (甲) 鯨バス株式会社 代表取締役 宇津木 滋

- (乙) 株式会社オルカレストランシステム 代表取締役 福山 明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十一月四日

- (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月二十七日

- (甲) 株式会社平安閣 代表取締役 土田 直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併の概要は次のとおりです。

- 一、合併効力発生日 令和八年四月一日

- 二、合併承認決議 令和七年八月二十九日付臨時株主総会

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十六日

- (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十六日

- (甲) 株式会社メタルワン特殊鋼 代表取締役 奥山 浩二

- (乙) 株式会社メタルワン鉄鋼製品販売 代表取締役 市川 敦士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併の概要は次のとおりです。

- 一、合併効力発生日 令和八年四月一日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併の概要は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十六日

- (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月二十六日

- (甲) 株式会社メタルワン特殊鋼 代表取締役 奥山 浩二

- (乙) 株式会社メタルワン鉄鋼製品販売 代表取締役 市川 敦士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

令和八年二月二十四日

- (甲) 株式会社コウキ 代表取締役 杉田 光男

- (乙) 株式会社ケイプラス 代表取締役 日高 博文

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月八日

- (乙) http://www.asg-opn.jp/ir/000099565w/

- (甲) ヒノマル株式会社 代表取締役 安武 広信

- (乙) ヒノマルホールディングス株式会社 代表取締役 菅 光輝

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙のスマートホームサービスの開発、提供等に関する事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。

- (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

- (甲) 株式会社HOMETACT 代表取締役 橘 嘉宏

- (乙) 三菱地所株式会社 代表執行役 中島 篤

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理並びに運用事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月十六日 掲載頁 七十一頁 (号外第一六三号)

- (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 六十一頁 (号外第二十五号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のMCS (メディカルケアステーション) 事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月十七日 掲載頁 六十九頁 (号外第一六四号)

- (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月九日 掲載頁 七十八頁 (号外第一五七号)

吸収分割公告

当社 (甲) は、吸収分割により au ペイメント株式会社 (乙)、住所東京都港区港南二丁目一六番一号) の WebMoney 事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

- (甲) https://www.aiful.co.jp/group/ir/ 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十六日 掲載頁 九十四頁 (号外第一三二二号)

- (乙) ビットキャッシュ株式会社 代表取締役 下條 尚 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 九十四頁 (号外第一三二二号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の加工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年八月四日 掲載頁 七十七頁 (号外第一七七号)

- (乙) 日本パーカライジング株式会社 代表取締役 青山 雅之 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 七十七頁 (号外第一七七号)

吸収分割公告

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

- 令和八年二月二十四日 東京都千代田区大手町一丁目二番一号 株式会社ストライク分割準備会社 代表取締役社長 荒井 邦彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む総務部門及び経理部門、並びに安全管理部門、営業企画部門に於いて有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月二十四日 掲載頁 一一八頁 (号外二二七号)

- (甲) 株式会社MTホールディングス 代表取締役 玉山 稔章 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 一一八頁 (号外二二七号)

吸収分割公告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) https://smile.toyotahome.co.jp/company/announcement/ 令和八年二月二十四日 愛知県豊田市大林町一丁目八一番地 トヨタホーム&LIFE株式会社 代表取締役 近藤 浩司

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十一月四日 掲載頁 八十七頁 (号外第二四三三号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十一月十一日 掲載頁 六十二頁 (号外第二四八号)

- (乙) 株式会社NHファシリティーズ 代表取締役 桃枝 義彦 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 六十二頁 (号外第二四八号)

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Oドライブینگスクール (住所岡山県玉野市用吉一六九七番地一) に対して当社の自動車教習所事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

- (甲) 株式会社平安閣 代表取締役 土田 直樹 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 六十二頁 (号外第二四八号)

- (乙) 株式会社平安閣 代表取締役 土田 直樹 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 六十二頁 (号外第二四八号)

吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 株式会社コロボスクエア 代表取締役 安藤 井達 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 七十八頁 (号外第一五七号)

- (乙) エンブレース株式会社 代表取締役 荒木 真哉 掲載の日付 令和八年二月二十四日 掲載頁 七十八頁 (号外第一五七号)

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ヒビキ（住所埼玉県吉川市きよみ野三丁目一三番地二）に対して当社の不動産賃貸事業及び投資事業の一部並びにネイルサービス事業の全部に関する権利義務を承継させることいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十三日

掲載頁 一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区神宮前四丁目三一番一〇号

株式会社ジェイ・キューブ

代表取締役 田中 肇

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コロボクリエイト（住所東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一〇号MSH日本橋箱崎ビル一四階）に対して当社のメーカー物流受託事業に関する権利義務を承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十四日

掲載頁 九十九頁（号外第一四一〇号）

令和八年二月二十四日

東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一〇号

MSH日本橋箱崎ビル一四階

株式会社エス・ディ・コラボ

代表取締役 副島 秀継

新設分割公告

当社は新設分割により新設するティアーアーク株式会社（住所富山市新庄本町二丁目九番七九号）に対して当社の自動車修理及び钣金塗装事業の一部に関する権利義務を承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十四日

富山市下熊野七三六番地五

有限会社バックヤード

取締役 岩城 厚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号は株式会社B・S・Yとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷京原二〇

合同会社B・S・Y

代表社員 高橋 寿季

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

埼玉県所沢市上安松八一九一七

S H U B H A M 合同会社

代表社員 ギミール・ビム・ラル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

埼玉県久喜市江面一九〇〇番地九

おかのこファーム合同会社

代表社員 岡野 彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

千葉県柏市豊四季台一丁目四番五四号

合同会社S A N S E I

代表社員 小澤 勇介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都板橋区向原二丁目二三番八号

合同会社いたばしトゲトゲ

代表社員 伊東 修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F1C

合同会社プリスブランド

代表社員 安藤 正悟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

東京都新宿区富久町九番一〇一〇六号

efFort合同会社

代表社員 福吉 アリ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

横浜市西区浅間町四丁目三三四番地九クリ

才横濱浅間町三〇三号

合同会社九頭龍工業

代表社員 宮田 武信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

石川県野々市市御経塚三丁目三三五番地

合同会社H A K

代表社員 谷 敦史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社キッシュワークとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

山梨県北杜市大泉町西井出七二二五一一三

合同会社Kish the Work

代表社員 菱沼 乾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

岐阜県各務原市新鶴沼台四丁目一六〇番地

合同会社ありんこたよ

代表社員 山根 在

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

名古屋市中白区弥生が岡二〇一番地の一シ

ティハウス八事六〇二号

代表社員 U O Z A 合同会社

ン・スー・スー・アネット

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヒコエンタープライズとします。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十一日に終了しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

福岡市博多区博多駅南二丁目一一九博多筑紫通りセンタービル一F

とぎ名人合同会社

代表社員 坂口 公彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し四十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和八年二月二十四日  
仙台市青葉区中央四丁目八番一七号  
合同会社ブルーオーシャン  
代表社員 児島 寛行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千二百四十六万九千八百三十円減少し五千万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に予定しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十四日  
掲載頁 二〇七頁(号外第一六九号)  
令和八年二月二十四日  
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣二三番地一  
株式会社SHONAI  
代表取締役 山中 大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し五十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和八年二月二十四日  
福島県南相馬市鹿島区寺内字塚合一二四番地之三  
合同会社かにたべたい  
代表社員 米田 拓美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し五千万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月八日  
掲載頁 六十五頁(号外第一五六号)

資本金の額の減少公告

令和八年二月二十四日  
茨城県茨城県郡大洗町磯浜町八二四九番地の一〇  
株式会社PRS大洗  
代表取締役 佐藤 公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千四百五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.aas-ten.jp/ir/00001496/025/>  
令和八年二月二十四日  
東京都中央区京橋二丁目二番一号  
株式会社BCM38  
代表取締役 檀野 英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十三億八千万円減少し金一億円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月十二日  
掲載頁 六十三頁(号外第一三〇号)  
令和八年二月二十四日  
東京都港区東新橋一丁目九番一号  
株式会社D2C  
代表取締役 岡 勇基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年十二月十九日  
掲載頁 七十九頁(号外第二七七号)  
令和八年二月二十四日  
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号  
株式会社東京オールアンドデー  
代表取締役 松本 浩征

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七十二万五千六百六十二円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金として処理することにいたしました。また、本減資の効力発生日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額減少し、本減資の効力発生日時点における最終的な資本金の額を一億円とし、その全額を資本準備金として処理することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年八月十二日  
掲載頁 五十四頁(号外第一八二二号)  
令和八年二月二十四日  
東京都港区赤坂一丁目八番一号  
株式会社Orbital Lasers  
代表取締役 福島 忠徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億五千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月九日  
掲載頁 七十六頁(号外第一五七号)  
令和八年二月二十四日  
東京都千代田区大手町二丁目六番四号  
東京海上ヘルスケア株式会社  
代表取締役 上原 淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十三日  
掲載頁 一〇二頁(号外第一三九号)  
令和八年二月二十四日  
東京都渋谷区桜丘町二九番一二号  
SIMPLEX QUANTUM株式会社  
代表取締役 齋藤 龍

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百円減少し、一億円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十六日に終了しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十四日までにお申し出下さい。  
なお、確定した最終事業年度はありません。  
令和八年二月二十四日  
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号  
エムキャップ十七号株式会社  
代表取締役 市原 康隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七十四万九千五百七十円減少し五千万円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十四日に予定しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十四日  
掲載頁 二二六頁(号外第一六九号)  
令和八年二月二十四日  
東京都小金井市中町二丁目二四番一六号農工大・多摩小金井ベンチャーポート一〇一  
株式会社NEGREEN  
代表取締役 山中 大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億三千六百三十三万五千円減少することにいたしました。ただし、当社が発行している新株予約権が令和七年十一月二十一日から資本金の額の減少の効力発生日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、また同期間に当社が新株式を発行した場合には、当該新株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を金五千万円といたします。

効力発生日は令和八年三月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
令和八年二月二十四日  
神奈川県川崎市川崎区東田町一番地二  
オンコセラビー・サイエンス株式会社  
代表取締役 嶋田 順一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金の額は同日前を回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ishikawa-shouji.co.jp/  
令和八年二月二十四日  
石川県金沢市武蔵町一番一六号  
石川商事株式会社  
代表取締役社長 喜多 雅之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月三日  
掲載頁 四十四頁(号外第一五二号)

令和八年二月二十四日  
静岡県熱海市伊豆山一一七三番地の五三四  
株式会社PRS熱海  
代表取締役 佐藤 公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億八〇〇〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十四日  
掲載頁 一〇五頁(号外第一四一号)  
令和八年二月二十四日  
名古屋市中村区平池町四丁目六〇番地の二  
二グローバルゲート八階  
株式会社トヨタオートモビルクリエイト  
代表取締役 河合 利夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年二月十三日  
掲載頁 一五七頁(号外第三十一号)  
令和八年二月二十四日  
岡山県玉野市八浜町波知一八番地五  
株式会社三矢鉄工所  
代表取締役 柏谷 忠

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社社台ファーム山元及び株式会社社台サテライトクラブとの株式交換(以下「本株式交換」という)により資本準備金の額が増加することを条件とし、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況につきましては次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十月三十日  
掲載頁 九五頁(号外第二四二号)

令和八年二月二十四日  
北海道千歳市東丘二二八八番地一四〇  
株式会社社台ファーム  
代表取締役 吉田 照哉

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする株式会社未踏との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年二月十六日  
掲載頁 九十四頁(号外第三十二号)  
令和八年二月二十四日  
埼玉県草加市青柳六丁目一番一〇号  
株式会社エム・ケイ・アール  
代表取締役 齋藤 智子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする各株式交換によって増加した資本準備金の額を全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十月十六日  
掲載頁 五十八頁(号外第二三〇号)  
令和八年二月二十四日  
名古屋市中区辻本通一丁目二番地  
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会  
代表取締役 玉田 直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月一日を効力発生日とする株式交換によって増加した資本準備金の額を全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十一月十一日  
掲載頁 六十二頁(号外第二四八号)

令和八年二月二十四日  
愛知県一宮市緑四丁目一番二号  
株式会社平安閣  
代表取締役 玉田 直樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十日開催の臨時株主総会において、資本準備金の額を二十七億七千万円減少し、減少額全額を資本の欠損の填補に充てるべきことを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十五日  
掲載頁 九十一頁(号外第一四三三号)  
令和八年二月二十四日  
大阪府大阪市中央区大手前一丁目七番三一号  
株式会社京阪カド  
代表取締役 森 英貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円、資本準備金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年二月五日  
掲載頁 八十九頁(号外第二十六号)  
令和八年二月二十四日  
東京都練馬区豊玉北六丁目九番六号  
株式会社サトウ商会  
代表取締役 佐藤 博樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千四百二十七万六千五百七十二円、資本準備金の額を二億八千七百四十七万六千五百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://realglobe.jp/  
令和八年二月二十四日  
東京都千代田区神田三崎町二丁目二〇番地四号  
株式会社リアルグローブ  
代表取締役 大畑 貴弘



限定承認公告

本籍新潟県上越市幸町九二七番地一三、最後の住所埼玉県川口市仲町一四番二四号 MA CKビル一〇一号 被相続人 亡 倉茂 玲 右被相続人は令和七年十月十三日死亡し、その相続人は令和八年二月十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出を下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年二月二十四日  
新潟県上越市大手町七番一号 馬場秀幸法  
律事務所  
相続財産清算人 倉茂浩司  
代理人 弁護士 馬場 秀幸

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していただきます。この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、乙は甲と合併して解散いたしますので、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに乙にご提出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

濟 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月三十日  
掲載頁 二五〇頁 (号外第一四八号)

令和八年二月二十四日  
大阪府堺市堺区匠町一番地

(甲) シャープ株式会社  
代表取締役 沖津 雅浩  
奈良県天理市樺本町二六一三番地の一

(乙) シャープセンシングテクノロジー株式会社  
代表取締役 小菅 一徳

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。また、甲は、この合併の効力発生を条件として同日付で株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号はスノーリオ株式会社とします。

この合併または組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日  
大阪府鶴見区鶴見五丁目一番一五〇五号  
(甲) ライヒメル合同会社  
代表社員 松本 則彦

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち、乙及び丙は吸収分割して、丙は乙の北九州支社に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。以下「本吸収分割」といいます。

また、左記会社のうち、甲及び乙は本吸収分割後に同日付で合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしましたので公告します。以下「本吸収合併」といいます。

本吸収分割及び本吸収合併の効力発生日はいずれも令和八年四月一日であり、本吸収分割については、乙は会社法第七八四条第二項、丙は同法第七九六条第二項、本吸収合併については、甲は同法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行うことを決定しております。

本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 濟  
掲載 官報  
掲載の日付 令和七年六月三十日  
掲載頁 一九二頁 (号外第一四八号)

(乙) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十八日  
掲載頁 一七九頁 (号外第一七一号)

令和八年二月二十四日

福岡市中央区天神一丁目一番一  
(甲) 西日本鉄道株式会社  
代表取締役 林田 浩一  
福岡市中央区那の津三丁目八番一五号  
(乙) 西鉄観光バス株式会社  
代表取締役 湯地 雅夫

北九州市小倉北区砂津一丁目一番二  
(丙) 西鉄バス北九州株式会社  
代表取締役 吉田 透

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九九条に基づき優先資本金の額を金十一億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.web-public-notice.jp/>  
4A0U56S-00034  
令和八年二月二十四日  
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一  
号

ビービーエフエー・ジャパン・ワン 特定  
目的会社 取締役 中村 武  
優先資本金の額の減少公告  
当社は、資産の流動化に関する法律第九九条に基づき優先資本金の額を金三十九億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.web-public-notice.jp/>  
4A0U56S-00046  
令和八年二月二十四日  
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇一  
号

ビービーエフエー・ジャパン・ナイン 特  
定目的会社 取締役 鈴木 真希  
訂正公告  
令和八年二月十六日 (号外第三十二号) 掲載の  
解散公告中、清算人「直井 輝雄」とあるは「直  
井 照雄」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年二月二十四日  
東京都北区中十条三丁目六番一三  
号  
ネットキヤードコンピュータサービス有限  
会社 清算人 直井 照雄

取消公告

令和八年二月六日 (号外第二十七号) 掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、資本金の額の減少公告のみを取消します。  
令和八年二月二十四日  
東京都港区高輪二丁目一七一一一オーク高輪ビル五階  
Terra Motors株式会社  
代表取締役 高橋 成典

正誤

ページ段 行 誤 正  
令和七年三月十日 (号外第四十七号) 文部科学省告示第二十四号 (特別史跡に地域を追加して指定する件)  
(原稿誤り)

六上 表中関係平成五年文部省平成五年文部省告示第百五十一号告示第百五十二号  
終りから告示第百五十一号告示第百五十二号  
八〇五号  
(原稿誤り)

令和七年六月十二日海上保安庁告示第十三号 (航路標識に関する件)  
(原稿誤り)  
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。  
令和七年六月十八日 (号外第百三十四号) 海上保安庁告示第十四号 (航路標識に関する件)  
(原稿誤り)

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。  
令和七年六月二十日 (号外第百三十七号) 海上保安庁告示第十五号 (伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示)  
(原稿誤り)

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。  
令和七年十一月五日海上保安庁告示第二十七号 (航路標識に関する件)  
(原稿誤り)

六二一 五三三一一五〇一五三三一一五〇一五  
六 五三三一一五〇一五三三一一五〇一五  
令和八年一月五日海上保安庁告示第一号 (古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示)  
(原稿誤り)  
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。